

かすみがうら市議会議員補欠選挙のお知らせ

平成30年5月23日付けでかすみがうら市議会議員に欠員が生じたため、平成30年6月1日に開催したかすみがうら市選挙管理委員会において、かすみがうら市議会議員補欠選挙の選挙すべき議員の数について、次のとおり決定したのでお知らせします。

◇選挙期日(投・開票日) 7月8日(日)

◇告示日 7月1日(日)

◇選挙すべき人員 1人



※投票時間は午前7時から午後6時です。かすみがうら市長選挙と同日執行

◎投票できる方(下記①・②のいずれも満たす方)

①平成30年6月30日現在で、引き続き3ヶ月以上かすみがうら市の住民基本台帳に記載されていること。(平成30年3月30日までに転入届をし、住民票が作成されている方)

②平成30年7月8日現在で、年齢満18歳以上(平成12年7月9日までに生まれた方)の日本国民であること。

立候補を予定されているみなさまへ

立候補予定者を対象とした説明会を、下記の日程で行いますので、立候補を予定している方は必ず出席してください。

◎立候補予定者説明会 6月14日(木) 午前10時から

◎立候補届出書類事前審査 6月21日(木) 午後1時30分から

◎立候補届出 7月1日(日) 午前8時30分から午後5時まで

※予定者説明会、事前審査、立候補の届出場所: 千代田庁舎防災センター2階 研修室

事前審査は、立候補届出日に書類不備による届出無効を防ぐため、事前に届出書類の内容を審査するものです。立候補を予定している方(またはその代理の方)は、必ず事前審査を受けてください。

お問い合わせ先: かすみがうら市選挙管理委員会(かすみがうら市役所総務部総務課内)

TEL: 0299-59-2111/029-897-1111(内線1521~1523)

Q 市議会議員の補欠選挙っていつやるの？

補欠選挙とは、現職の議員が死亡、辞職等の理由で議員定数に欠員が発生した場合に行います。公職選挙法では、一定数以上の欠員が生じた場合に選挙の種類によって異なる要件等を満たした場合は、補欠選挙を行わなければならないとなっております。

【市議会議員の補欠選挙の要件】

・市町村の議会議員：議員の欠員数が議員定数の6分の1を超えるにいたったとき

かすみがうら市の場合の例：16人(定数)÷6=2.6人(3人以上欠員が出た場合に行う)

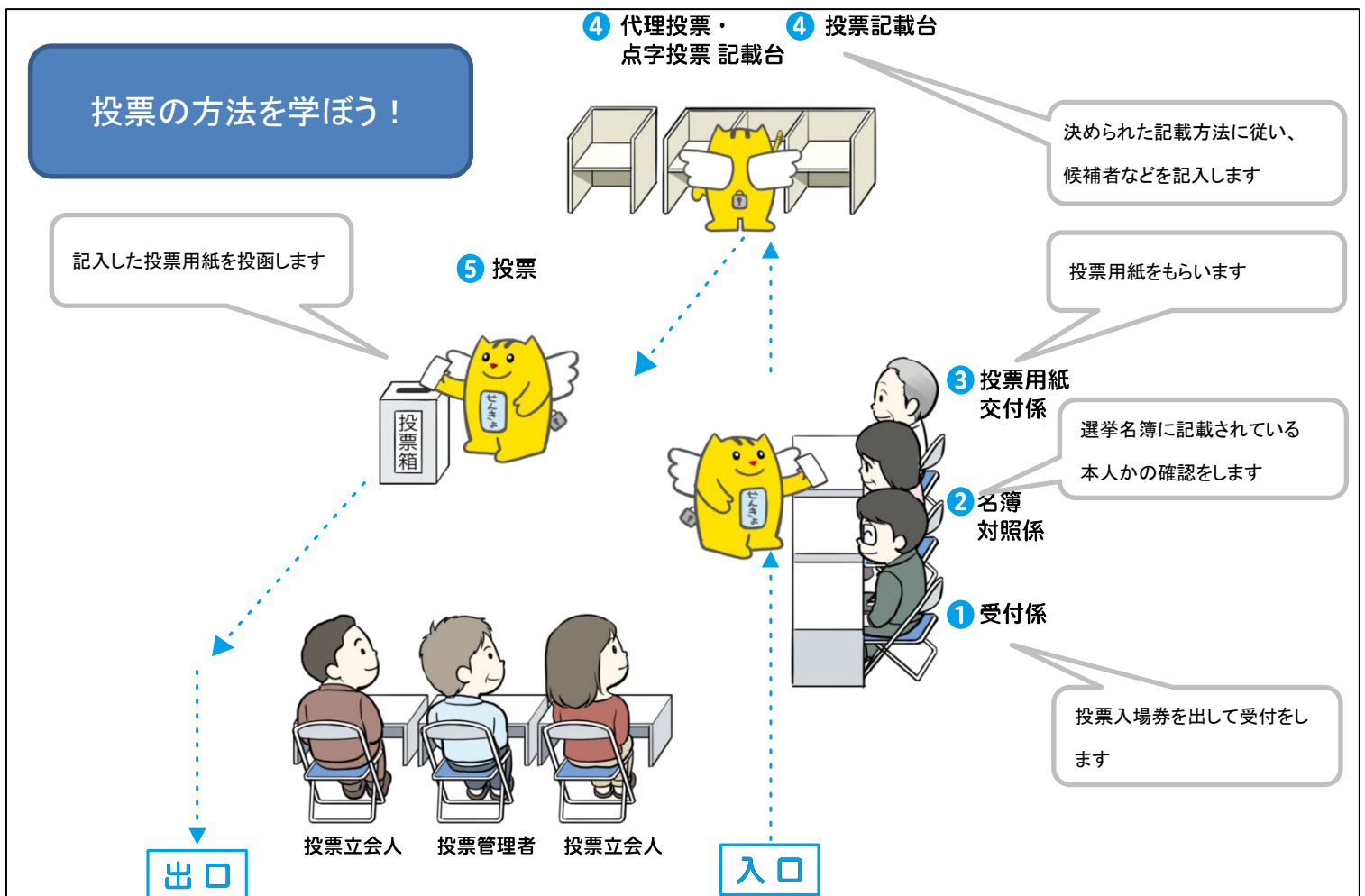
ただし、市の議会議員では、公職選挙法の規定により、補欠選挙の発生の事由が在任する議員の任期満了前六ヶ月以内に生じた場合は、補欠選挙は行われません。

Q 市長選挙と市議会議員の選挙って一緒にやるの？

市の議会議員の補欠選挙では、上記の欠員数に達していなくても補欠選挙を行うケースがあります。

いわゆる「便乗補欠選挙」と呼ばれ、市の首長選挙が行われる場合においては、議員の欠員数が補欠選挙を行う条件を満たしていなくても、首長選挙に合わせて議員の補欠選挙を行うこととなります。

ただし、市長選挙の期日の告示前10日までに、議員の欠員通知が議長から市の選挙管理委員会に届いていることが要件となります。



◎投票は投票日に決められた投票所で投票するのが原則ですが、仕事や旅行などの都合で投票日に投票できない人は、投票日前に投票できる期日前投票などの制度もあります。皆さんの思いや意思を市のまちづくりに反映させてくれる代表者を選ぶ大切な機会です。棄権することなく投票に行きましょう。